

奈良県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、高取町選挙管理委員会から報告があった。

令和六年十一月十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

名 称	所 在 地
憩の家	高市郡高取町大字兵庫194
やすらぎ荘	高市郡高取町大字下子島38
いきいきふれあいセンター	高市郡高取町大字丹生谷1078
地域交流スペースいくせい	高市郡高取町大字兵庫202